

統 審 議 第 6 号
平成 2 年 4 月 13 日

総 務 庁 長 官
塩 崎 潤 殿

統計審議会会長
篠 原 三 代 平

諮問第 226 号の答申
日本標準商品分類の改訂について

現行の日本標準商品分類については、前回昭和 50 年 3 月の改訂以降 15 年を経過し、この間の産業構造の変化、技術革新の進展、消費者ニーズの高度化・多様化等を背景に商品事情の変化は著しく、統計調査に適用し難い状況が生じてきた。

本審議会は、統計の継続性に配慮しつつ、現行分類の全般にわたり審議した結果、別紙のとおり改訂することが適当であるという結論を得たので答申する。

今回の答申に当たっては、

- (1) 大分類については、工業製品等の完成品すべてを集約し範囲が広すぎた項目「4 最終製造品」を商品の用途に応じて 5 項目に分割した上で、全体を原則として粗原料的な商品から最終製造品的な商品の順に配列した。
- (2) 中分類以下については、大分類項目の名称・配列に合わせて項目を再編するとともに、汎用性の機能を有する商品から特定の機能を有する商品、加工度の低い商品から高い商品等の順に配列した。また、近年のソフトウェア産業の成長、技術革新によるマイクロエレクトロニクス化の進展、自動制御技術の発達等に伴い新しく出現した商品、生産量等が増大している商品について分類項目を新設するとともに、生産が中止された商品等の分類項目を廃止する等全面的な見直しを行った。
- (3) さらに、関税協力理事会において 1983 年 6 月に採択され 1988 年 1 月から発効した「商品の名称及び分類についての統一システム」(HS)が、主要な国際的商品分類として用いられているので、その分類番号を可能な限り併記することにより、生産統計と貿易統計及び日本標準商品分類と国際的な分類との比較性を確保できるよう配慮した。

なお、商品分類を含め標準統計分類については、効率的な改訂、利用の高度化、国際化の進展を図るため、次の措置を講ずる必要がある。

- (1) 日本標準商品分類については、商品事情の変化に応じ、適時の見直しを行う。また、その変化に機動的に対応できる方策を検討する。
- (2) 我が国並びに主要な国際機関及び諸外国の分類等を含む標準統計分類に関するデータベースの整備を早急に行う。
- (3) 統計分野における各種分類間の調和を推進する必要性から、暫定的な分類として、1989年2月国際連合統計委員会において承認され、加盟国に対しその使用が勧告された「中央生産物分類（仮訳）」（CPC）について、我が国標準統計分類との比較性の確保等の対応を検討する。